破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３２号
山形県米沢市御廟２丁目４番24号　ヴェルデハイツＢ105号室
破産者　鈴木由紀子
1　決定年月日　平成24年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６１号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目５番８号　キャンティ103
破産者　松岡　良典
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９２号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目４番地８　ボンクレールメゾン305
破産者　野口　正敏
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3808番地23、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保819番地12
破産者　小林　秀雄
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０９号
埼玉県日高市大字北平沢772番地６
破産者　小松利江子
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３７２号
相模原市南区当麻868番地４　アヴェニール当麻202
破産者　齋藤　英昭
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７６６号
愛知県春日井市上条町１丁目88番地　グリーンハイツ上条１Ｂ２号
破産者　岩本　淳一
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４５号
神戸市中央区中山手通１丁目20番12号アーバンヴィレッジ北野坂502、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水263番地の７
破産者　山﨑　　洋
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1192番地５
破産者　川又　真紀
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１４号
岐阜県大垣市領家町２丁目96番地２
破産者　村北　惠子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
岐阜県大垣市東前２丁目65番地
破産者　木村　隆志
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
鳥取県境港市湊町103番地
破産者　松本　憲一
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４２号
千葉県茂原市本納699番地５
破産者　五月工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６６６号
相模原市南区双葉２丁目12番５号
破産者　株式会社エミール電子開発舎
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３２８号
神戸市須磨区高倉台２丁目15番７号
破産者　株式会社マキノ建築工房
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号
岐阜県不破郡垂井町表佐140番地
破産者　有限会社中川商店
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
岐阜県大垣市赤花町２丁目113番地の５
破産者　ヤブカワ工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
山口県宇部市西本町２丁目15番23号
破産者　株式会社大黒屋製菓本舗
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６３号
宮崎県日向市大字財光寺2761番地184
破産者　海野　通廣
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部